本号で公布された法令のあらまし

◇原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二二九号）（文部科学省）

1　原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）に、原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介の手続に参与させるため、特別委員を置くこととした。（第四条関係）

2　審査会が行う和解の仲介の手続について、審査会の定めるところにより、和解の仲介の手続きは、事件ごとに一人又は二人以上の委員又は特別委員によつて実施することとした。（第七条の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二三〇号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が平成二二年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　この政令は、平成二三年八月一日から施行することとした。

◇スポーツ基本法の施行期日を定める政令（政令第二三一号）（文部科学省）

スポーツ基本法（平成二三年法律第七八号）の施行期日は、平成二三年八月二四日とすることとした。

◇スポーツ基本法施行令（政令第二三二号）（文部科学省）

1　文部科学大臣がスポーツ基本計画を定めようとするときに意見を聴くものとされる審議会等は、中央教育審議会とすることとした。（第一条関係）

2　スポーツ基本法第三三条第一項の規定により国が地方公共団体に対して補助する場合の経費の範囲及び当該経費に係る補助額を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二三年八月二四日から施行することとした。

政　令

原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百二十九号

原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令（昭和五十四年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（特別委員及び専門委員）」に改め、同条第三項中「規定は、」の下に「特別委員及び」を加え、「「第四条第一項」を「特別委員については「第四条第一項の事務」と、専門委員については「第四条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「専門委員」を「特別委員及び専門委員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審査会に、原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介の手続に参与させるため、特別委員を置くことができる。

第七条の次に次の一条を加える。

（仲介委員）

第七条の二　審査会が行う和解の仲介の手続は、審査会の定めるところにより、事件ごとに一人又は二人以上の委員又は特別委員によつて実施する。

2　二人以上の仲介委員（前項の規定により和解の仲介の手続を実施する委員又は特別委員をいう。以下同じ。）が和解の仲介の手続を実施する場合には、当該和解の仲介の手続上の事項は、仲介委員の過半数で決する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　髙木　義明

内閣総理大臣　菅　**直**人

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百三十号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。